

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（医務業務課）	1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	1
○農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則……………（農業経営課）	4

訓 令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……………（総務部総務課）	6
---	---

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第15条から第17条までを次のように改める。

第15条から第17条まで 削除

第37条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第14号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

別記第14号様式から別記第16号様式まで 削除

別記第20号様式別紙その1中

放射線障害の防止に必要な
注 意 事 項 の 掲 示

有 ・ 無

を

放射線障害の防止に必要な

注 意 事 項 の 掲 示

有 ・ 無

放射化物保管設備
（放射性同位元素等による放射
線障害の防止に関する法律第3
条第1項の許可を受けたもの）

有 ・ 無

に改め

放射化物のみを保管し、
又は廃棄する保管廃棄設備
（放射性同位元素等による放射
線障害の防止に関する法律第3
条第1項の許可を受けたもの）

有 ・ 無

る。

別記第29号様式から別記第31号様式までの規定、別記第33号様式、別記第35号様式、別記第39号様式及び別記第39号様式の2中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の項中「第16条、」を削る。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道

規則第134号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定の変更の申請)

第3条の2 法第21条の5の20第1項又は第24条の13第1項の規定による変更の申請は、別記第1号様式の2の障害児(通所・入所)支援指定変更申請書によってしなければならない。

第4条第1項中「第21条の5の19第1項又は第24条の13」を「第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項」に改め、同条第2項中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改める。

第5条中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改め、同条第1号中「第21条の5の19第2項」を「第21条の5の20第4項」に、「第21条の5の23第1項」を「第21条の5の24第1項」に改める。

第8条中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改める。

第9条中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2(第3条の2関係)

受付番号

障害児(通所・入所)支援指定変更申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

印

児童福祉法第21条の5の20第1項(第24条の13第1項)の規定により、次のとおり指定の変更を申請します。

		事業所番号											
申請者()	フリガナ												
	名称												
	法人である場合 その種別						法人所轄庁						
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)											

設置者()	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名 ・生年月日	フリガナ 氏 名		職 名 生 年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
指定の変更を受けようとする事業・施設の種類の種類	フリガナ				
	事業所又は施設の 名称				
	事業所又は施設の 所在地	(郵便番号 -)			
	利用定員	変更前		変更後	
	指定の変更を受けようとする事業・施設の種類の種類		事業・施設の変更予定年月日		
	同一所在地において行う事業等の種類の種類		事業所番号		
備考					

備考

1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

4 「同一所在地において行う事業等の種類の種類」欄は、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。

に、

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支

援事業者等の指定等に関する規則別記第2号様式から別記第6号様式までの規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第2号様式から別記第6号様式までの規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第38号 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則 農業災害補償法施行細則（昭和34年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 農業保険法施行細則 第1条を次のように改める。 （趣旨） 第1条 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）の施行については、農業保険法施行令（平成29年政令第263号）及び農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 第2条第1項中「第24条第1項の」を「第30条第1項の」に、「、法第24条第1項」を「、同項」に、「第3条第1項」を「第16条」に改め、「の各号」を削り、同条第2項第1号中「異なる」を「異なる」に改める。 第3条中「第31条第8項（法第45条の2第4項）」を「第37条第8項（法第61条第4項）」に改める。 第4条から第7条までを削る。 第8条第1項中「第43条第2項」を「第58条第2項」に、「共済規程」を「事業規程」に、「別記第8号様式によってする」を「別記第4号様式の申請書を提出して行う」に改め、同条を第4条とする。 第8条の2中「第43条第4項」を「第58条第4項」に、「共済規程」を「事業規程」に、「別記第9号様式によってする」を「別記第5号様式の届出書を提出して行う」に改め、同条を第5条とする。 第9条中「第46条第2項」を「第65条第2項」に、「別記第10号様式によってする」を「別記第6号様式の申請書を提出して行う」に改め、同条を第6条とする。 第10条中「第48条第2項」を「第67条第2項」に、「別記第11号様式によってする」を「別記第7号様式の申請書を提出して行う」に改め、同条を第7条とする。 第11条を削る。	第12条中「第85条の3第2項の」を「第102条第2項の」に、「、法第85条の3第2項」を「、同項」に、「第17条の5」を「第58条」に改め、「の各号」を削り、同条を第8条とする。 第13条中「第85条の6第1項」を「第107条第2項」に改め、同条を第9条とする。 第14条中「第85条の9第1項」を「第111条第1項」に、「別記第12号様式によってする」を「別記第8号様式の申請書を提出して行う」に改め、同条を第10条とする。 第15条中「第85条の10第1項」を「第112条第1項」に、「別記第13号様式によってする」を「別記第9号様式の申請書を提出して行う」に改め、同条を第11条とする。 第16条から第19条までを削る。 第20条の見出しを「（検査の実施等）」に改め、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「第142条の4」を「第209条第3項」に、「別記第17号様式」を「別記第10号様式」に改め、「の各号」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。 法第209条第1項から第3項までの規定による農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況の検査（法第224条の規定により知事が行うこととされた検査に限る。）は、知事の職員をして実施させるものとする。 第20条に次の1項を加え、同条を第12条とする。 4 法第209条第4項の身分を示す証明書は、別記第11号様式とする。 第21条中「第142条の7」を「第213条」に、「別記第18号様式」を「別記第12号様式」に、「前条第1項各号」を「前条第2項各号」に、「前条第2項」を「同条第3項」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。 （書類の提出） 第14条 法、農業保険法施行令、省令及びこの規則により知事に提出すべき書類は、総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。 第22条及び第23条を削る。 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項及び1様式を加える。 （新規開田地等の指定の申出） 2 法附則第2条第1項ただし書の規定による新規開田地等を水稻の耕作の目的に供することにつき省令で定めるやむを得ない事由が存するものとして指定を受けようとする者は、附則別記様式の申出書を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。 附則別記様式（附則第2項関係） 新規開田地等の指定申出書 総合振興局長（振興局長） 様 年 月 日 住 所
--	--

氏 名

Ⓔ

農業保険法附則第2条第1項ただし書の規定に基づく指定を受けたいので、次のとおり明細及び事由を添えて申し出ます。

記

対	象	耕	地
地	名	地	番
		耕	地
		面	積
			Ⓐ
申出事由			

別記第1号様式中「を設立したいので、農業災害補償法第24条第1項」を「の設立の認可を受けたいので、農業保険法第30条第1項」に改め、「認可されるよう」を削り、同様式の添付書類の2の事項中「共 済 規 程」を「事 業 規 程」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第2条関係）

設立経過報告書

1 発起人名簿

別紙のとおり

2 設立準備会

(1) 開催公告日及び公告方法

(2) 日 時

(3) 場 所

(4) 参 集 者 数

(5) 議事の要領

3 創立総会

(1) 開催公告日及び公告方法

(2) 農業保険法第27条第1項の組合員たる資格を有する者の数及びそのうち設立の同意を申し出た者の数

組合員たる資格を有する者	同意を申し出た者の数
人	人

別記第4号様式から別記第7号様式までを削る。

別記第8号様式中「第8条」を「第4条」に、「定款（共済規程）変更認可申請書」を「定款（事業規程）変更認可申請書」に、「共済規程」を「事業規程」を」に、「農業災害補償法第43条第2項」を「農業保険法第58条第2項」に改め、同様式の添付書類の1の事項中「定款（共済規程）変更理由書」を「定款（事業規程）変更理由書」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第9号様式中「第8条の2」を「第5条」に、「定款（共済規程）変更届出書」を「定款（事業規程）変更届出書」に、「共済規程」を「事業規程」を」に、「農業災害補償法第43条第4項」を「農業保険法第58条第4項」に改め、同様式の添付書類の1の事項中「定款（共済規程）変更理由書」を「定款（事業規程）変更理由書」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第10号様式中「第9条」を「第6条」に、「農業災害補償法第46条第2項」を「農業保険法第65条第2項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第11号様式中「第10条」を「第7条」に、「農業災害補償法第48条第2項」を「農業保険法第67条第2項」に改め、同様式の添付書類の1の事項中「解散する」を「消滅する」に改め、同様式の添付書類の4の事項中「共済規程」を「事業規程」に改め、同様式の添付書類の12の事項を次のように改める。

12 合併につき異議を述べた債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくは相当の財産を信託したこと又は債権者を害するおそれがないことを証する書面

関係組合の分 各 1 通

別記第11号様式の添付書類の14の事項中「農業災害補償法第51条第1項」を「農業保険法第70条第1項」に改め、同様式の添付書類の15の事項中「定款、」を「定款、事業規程」に、「農業災害補償法第51条第1項」を「農業保険法第70条第1項」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第12号様式中「第14条」を「第10条」に、「農業災害補償法第85条の9第1項」を「農業保険法第111条第1項」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第13号様式中「第15条」を「第11条」に、「農業災害補償法第85条の10第1項」を「農業保険法第112条第1項」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第14号様式から別記第16号様式までを削る。

別記第17号様式中「第20条」を「第12条」に、「農業災害補償法第142条の4」を「農業保険法第209条第3項」に改め、「農業共済組合」の次に「（の受託者）」を加え、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式（第12条関係）

(表)

第 号

身分証明書

平成30年3月30日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第11号 5

所属
職名
氏名

年 月 日生

この証明書を携帯する者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定による検査をする職員であることを証明します。

年 月 日

北海道知事 印

(裏)

農業保険法（抜粋）

(検査)

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。

3 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

4 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

農業保険法施行細則（抜粋）

(検査の実施等)

第12条 法第209条第1項から第3項までの規定による農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況の検査（法第224条の規定により知事が行うこととされた検査に限る。）は、知事の職員をして実施させるものとする。

2～4 略

別記第18号様式中「第21条」を「第13条」に、「農業災害補償法第142条の7」を「農業保険法第213条」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第19号様式及び別記第20号様式を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務課財産管理担当課長」を「総務課財産活用担当課長」に、

「道路附属物及びダム管理所」を「道路附属物、ダム管理用発電所及びダム管理所」に、

「ダム管理用発電所」を「ダム管理用発電所及びダム管理所」に改める。

別表第2変圧器の項及びしゃ断器開閉器の項中「5年1回」を「6年1回」に改め、同表高圧接地継電器の項中「高圧接地継電器」を「高圧継電器」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。